

令和6年度 愛知県立天白高等学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 本校の基本認識

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼしかねない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃から小さな兆候であっても見逃さないように努め、いじめを認知した場合は問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たる。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。また、本校では「共感する心をもつ生徒の育成」を教育目標の一つとしている。生徒がさまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図る中で、生徒一人一人が大切にされているという実感を持ち、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。また、インターネットの発達など社会の変化の中での新しいモラルの確立と指導にも努めていく。

(2) いじめの定義

本校では、「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの(いじめ防止対策推進法第2条)とする。

この定義が、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。)のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。

(3) いじめの解消

本校では、「いじめの解消」とは、いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月以上)継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

Ⅱ いじめの防止の対策について ～いじめを起こさないために～

(1) 組織について

いじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことなく、組織として対応するために、以下のいじめ防止対策組織を設置する。

ア. 「いじめ対策委員会」

《役割》

- ・いじめ防止対策全般(未然防止、早期発見、事案発生時の対応)の立案と実施
- ・「対応支援チーム」との連携による校内体制の構築
- ・校内研修の企画と実施
- ・いじめ防止のための年間計画の作成と実施、および基本方針の検証と見直し

《メンバー》

校長、教頭、生徒相談部主任、生徒指導主事、保健主事、教務主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー(以下、SC)

※事案の内容によっては、スクールソーシャルワーカー(以下、SSW)を加える。

※事案発生時など必要に応じて、該当クラス担任など関係の深い教職員を加える。

イ. 事案発生時など必要に応じて、アのもとに「対応支援チーム」をおく。

《役割》

- ・いじめ事案発生時の初期対応
- ・発生したいじめ事案に関する生徒情報などの集約
- ・保護者対応
- ・外部機関との連携

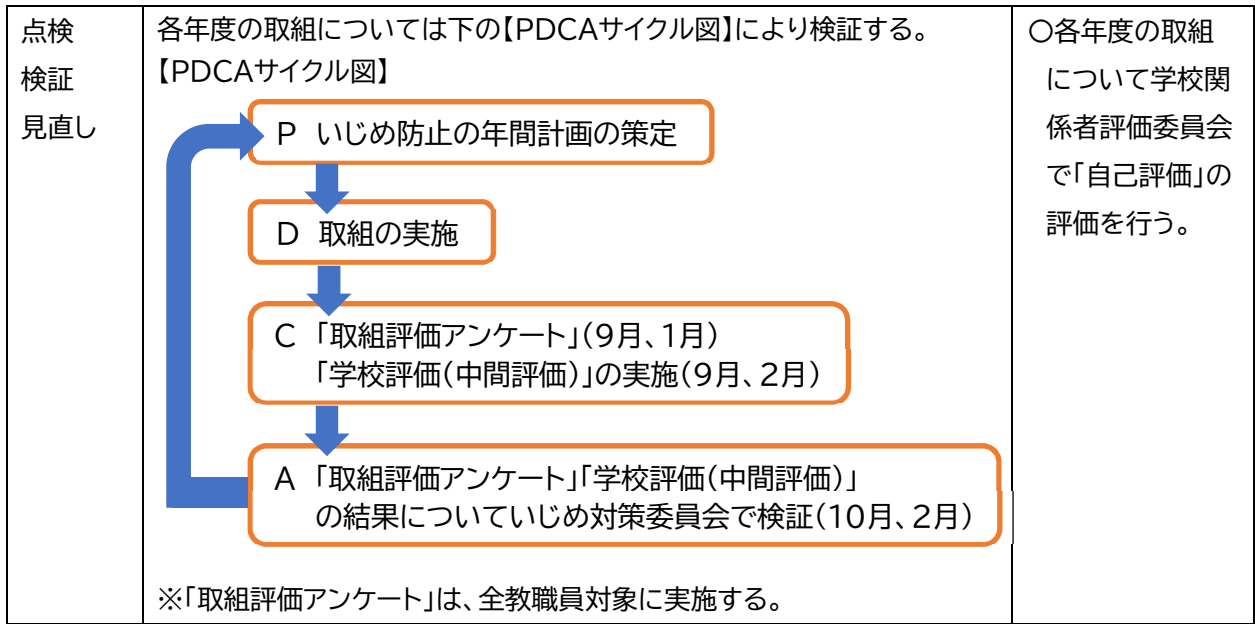
《メンバー》

教頭、生徒指導主事、生徒相談部主任、該当学年主任、該当クラス担任、養護教諭

※事案の内容によっては、部顧問など関係の深い教職員を追加したり、ネット上のいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

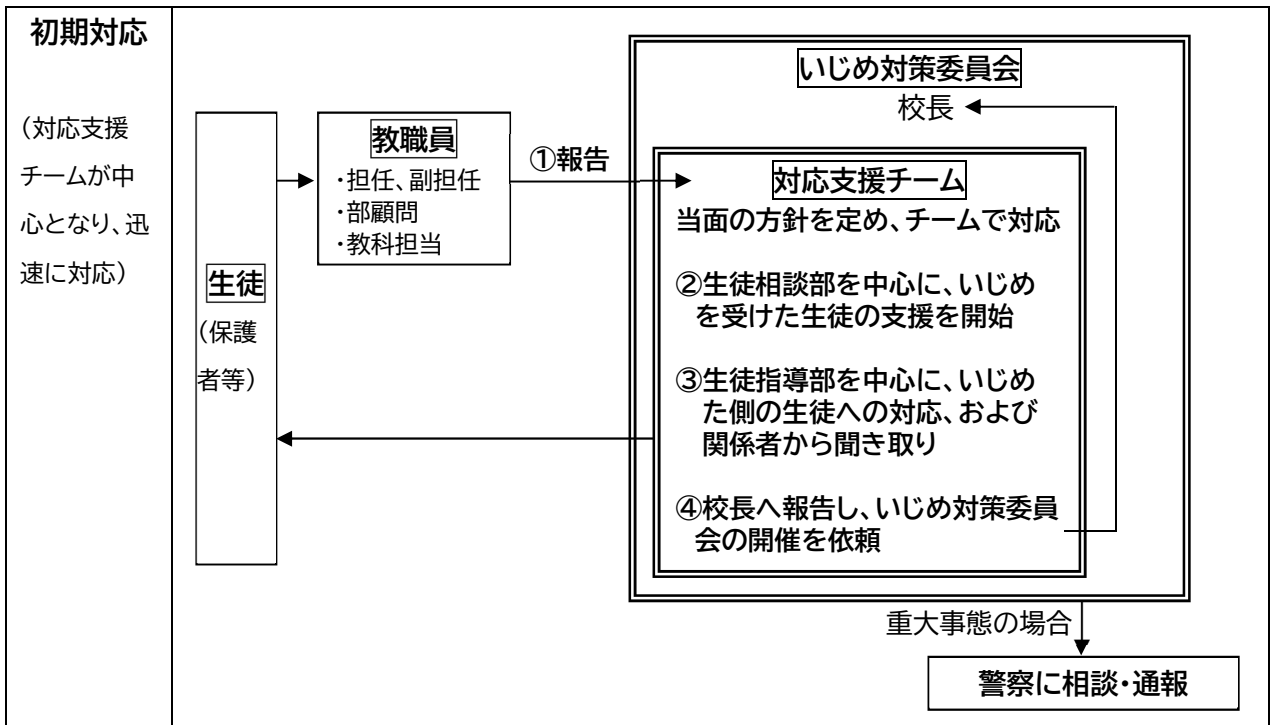
(2) 具体的な取組について

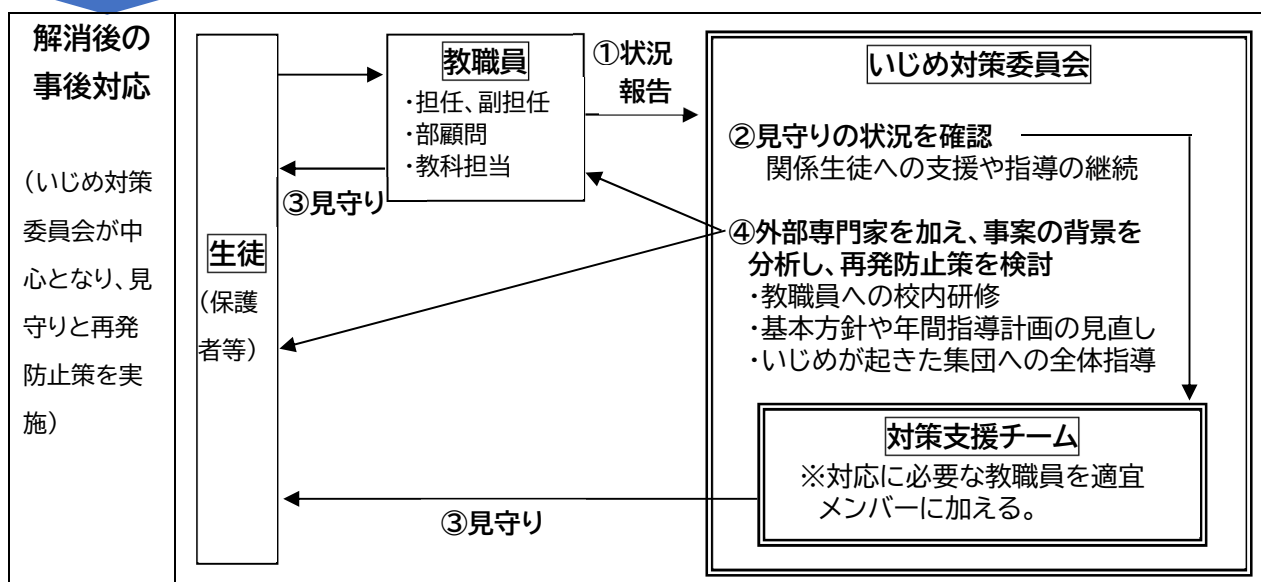
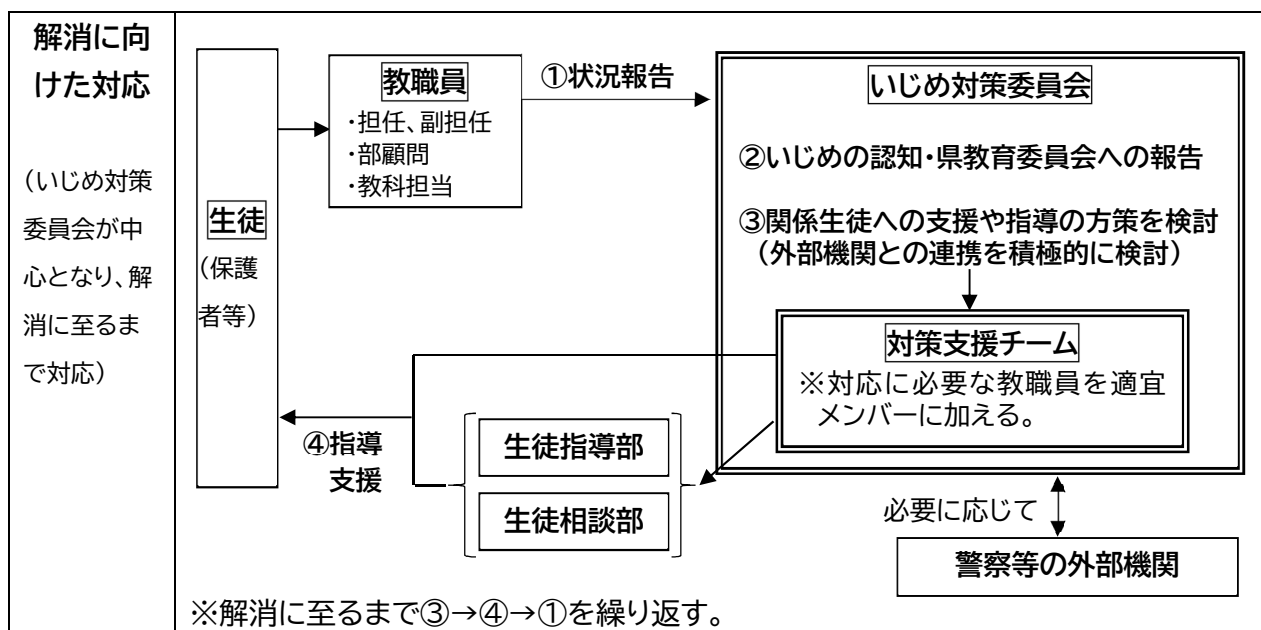
	学校の方針	学校としての取組	保護者・外部機関との連携
未然防止	ア. いじめに対する共通理解を図る。	○全教職員に対して、校内研修を実施する。 ○生徒に対して、配付資料や人権講話等を通して具体的ないじめ事例を提示する。	○本方針の公開
	イ. 生徒がいじめに向かわない態度・意識を育成する。	○道徳教育や人権教育、情報モラル教育の充実を図る。 ○体験活動やボランティア活動、学校行事への取組を推進し、社会性を養う。 ○メンタルヘルスケアや「共感する力」の啓発に努める。	○地域と連携した体験活動の実施 ○学校評議員への学校行事公開
	ウ. いじめを生まないための指導に留意する。	○授業公開を利用して授業改善を進め、主体的・協働的に学ぶ授業づくりに努める。 ○体罰はもとより、教職員の言動がいじめを助長することがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。 ○生徒自らがいじめ等、生徒指導上の課題について考える取組を積極的に実施する。	○学校評議員への授業公開
	エ. 自己有用感や自己肯定感を高める。	○クラスや部活動等で一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると実感できる機会の提供に努める。 ○体験活動を通して、社会に貢献しているとの思いが得られる機会の提供に努める。	○地域と連携した体験活動の実施
早期発見	全教職員が、毎朝の健康観察、授業での観察等を通して生徒の些細な兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。		○保護者会 ○保護者相談
	ア. アンケートを定期的に実施する。	○毎学期、アンケートを実施する。 ○アンケートの質問項目や実施方法については適宜検討し、いじめの通報や生徒自らがいじめ等、生徒指導上の課題について考える取り組みの一助となるものとする。 ○いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「対応支援チーム」に報告し、「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。	○保護者アンケートの実施
	イ. 教育相談の充実を図る。	○毎学期、学校外の相談窓口を周知する。 ○適宜、個人面談や教育相談を実施する。 ○OSCの来校日を周知する。	○保護者相談での聞き取り実施



Ⅲ いじめへの対処（事案発生時の対応） ～いじめが起きたら～

(1) 発見・通報を受けた際の対応





(2) いじめられた生徒・保護者への対応 ～被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ア. 生徒・保護者に寄り添った対応を心がけ、希望する支援などを聞き取る。

イ. 生徒の個人情報などには十分に配慮し、対応する。

ウ. 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は、個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに生徒・保護者に伝える。

エ. 生徒が信頼する友人や教員、家族などと連携して組織的に支援する。

オ. 安心して学習に取り組める環境について提案を行う。

カ. 外部専門家(SC、SSW等)との連携を積極的に提案する。

キ. いじめた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。

ク. インターネット上の誹謗中傷等については警察等と連携し、適切な支援を求める。

- (3) いじめた生徒・保護者への対応 ～教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導・支援を行う。
- ア. いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら、事実関係の聞き取りなどを行う。
 - イ. 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は、個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに保護者に伝え、適切な連携を図る。
 - ウ. いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら生徒の指導を行う。その際には、双方の個人情報などには十分に配慮し、対応する。また、指導措置は相手生徒に対する「心理的又は物理的な影響を与える行為」の内容によりいじめ対策委員会で検討する。
 - エ. 指導に当たっては、いじめた生徒の行為の背景に着目し、必要な支援も行う。
 - オ. 必要に応じて、外部専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)との連携を提案する。
 - カ. いじめられた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
 - キ. インターネット上の行為については、警察等との連携への協力を促す。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
- ア. いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら、第三者的な立場の生徒への事実確認の聞き取りなどを行う。その際には、聞き取る生徒の保護者に十分な説明を行う。
 - イ. 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実を当事者に伝える際には、第三者的な立場の生徒の個人情報などに十分に配慮する。
 - ウ. いじめが起きた集団内での背景に着目し、再発防止の措置をとる。
 - エ. 当事者たちの関係の改善に向けて協力するよう促す。
 - オ. インターネット上の行為については、警察等との連携への協力を促す。

IV 重大事態への対応

(1) 重大事態の要件（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- ア. いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ. いじめにより生徒が相当の期間(年間30日を目安とする。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ウ. 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 基本的な対応の手順

重大事態が生じた場合は、速やかに県教育委員会に報告し、その後の対応は文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」、及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従う。

また、その事案が犯罪行為(触法行為を含む。)に相当し得ると認められる場合には、直ちに警察に相談・通報を行って、適切な援助を求め、連携して対応する。

[年間指導計画]〔令和6年度〕

月	取組、【対象】、(主な担当) 等	未然 防止	早期 発見	点検 検証
4	学校いじめ基本方針に関する校内研修の実施	○		○
	「いじめのサイン発見シート」配付	○	○	
	【1年保護者(入学式)、2・3年保護者(きずなネット)】(相)			
	相談室やスクールカウンセラーの周知【全学年】(相)	○	○	
	健康診断の実施【全学年】(保)		○	
	スマートフォン講話の実施【1学年】(指)	○		
	クレペリン検査(相)		○	
	通学指導の実施(指)	○	○	
	個人面談の実施(学)	○	○	
	第1回 いじめ対策委員会			○
5	Prog-h 講演会【1学年】(進)	○		
	第1回 「こころのアンケート」実施【全学年】(い)	○	○	
	下校指導の実施(指)	○	○	
6	第2回 いじめ対策委員会	○	○	
	登校指導、下校指導の実施(指)	○	○	
7	第1回 生活実態調査【全学年】(教)		○	
	登校指導の実施(指)	○	○	
	保護者会の実施(総)	○	○	
8	学校説明会(総)	○		
9	「夏期休業明け健康調査」実施(保)	○	○	
	天爽祭(特)	○		
	第2回 「こころのアンケート」実施【全学年】(い)	○	○	
	第1回 いじめ対策委員会についての取組評価アンケート【全教職員】(い)			○
	登校指導の実施(指)	○	○	
10	個人面談の実施(学)	○	○	
	第3回 いじめ対策委員会	○	○	
	登校指導、下校指導の実施(指)	○	○	
	地域交流会(指)	○		
11	人権講話【全学年】(指)	○		
	薬物乱用防止講話【1・2学年】(指)	○		
	いじめ対策委員会 学校評価の「中間評価」			○
	学校評議員への授業公開(教)			○
	PTA研修会(総)	○		
	登校指導、下校指導の実施(指)	○	○	

月	取組、【対象】、(主な担当) 等	未然 防止	早期 発見	点検 検証
12	第2回 生活実態調査【全学年】(教)		○	
	保護者会の実施(総)	○	○	
	保護者アンケート(教)		○	○
	登校指導の実施(指)	○	○	
1	「冬期休業明け健康調査」実施(保)	○	○	
	第3回「こころのアンケート」実施【1・2学年】(い)	○	○	
	登校指導の実施(指)	○	○	
2	登校指導、下校指導の実施(指)	○	○	
	第4回 いじめ対策委員会	○	○	
	学校評価委員会 いじめ対策委員会についての「自己評価」			○
	第2回 いじめ対策委員会についての取組評価アンケート【全教職員】(い)			○
3	学校関係者評価委員会 いじめ対策委員会について「自己評価」の評価			○
	Prog-h 講演会【2学年】(進)	○		
	手工芸の実施(総)	○		
	「学校いじめ防止基本方針」の見直し			○
	学校保健委員会(保)	○		

(総)…総務部 (教)…教務部 (進)…進路指導部 (指)…生徒指導部 (相)…生徒相談部
(特)…特別活動部 (保)…保健部 (学)…学年団 (い)…いじめ対策委員会